

(仮 訳)

本仮訳は参考であるため、正確な記述は
原文を御参照ください。



飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品において
ハラール認証が義務付けられる製品の品目に係る
統一システム（HS）コードに関する
インドネシア共和国ハラール製品保証実施機関長官決定
2025 年第 307 号

全能の神の御恵みにより

インドネシア共和国ハラール製品保証実施機関長官は、

- 下記を考慮し、
- a. インドネシア国内に輸入され、流通し、取引されるハラール製品について、行政の秩序、円滑性及び法的確実性を向上させるため、飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品に係る統一システム（HS）コードを定める必要があること
 - b. a 号に掲げる考慮事項に基づき、飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品においてハラール認証が義務付けられる製品の品目に係る統一システム（HS）コードに関するハラール製品保証実施機関長官決定を制定する必要があること
- 下記に留意し、
1. ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 295 号、インドネシア共和国官報補遺第 5604 号）。同法はその後複数回改正され、雇用創出に関する法律代替政令 2022 年第 2 号の法律化に関する法律 2023 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2023 年第 41 号、インドネシア共和国官報補遺第 6856 号）により最終改正されている
 2. ハラール製品保証分野の実施に関する 2024 年政令第 42 号（インドネシア共和国官報 2024 年第 229 号、インドネシア共和国官報補遺第 6998 号）
 3. ハラール製品保証実施機関に関する 2024 年大統領令第 153 号（インドネシア共和国官報 2024 年第 349 号）
 4. ハラール製品保証実施機関の組織及び業務手続に関するハラール製品保証実施機関規則 2024 年第 1 号（インドネシア共和国官報 2024 年第 933 号）

下記を決定した。

決定事項	飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品においてハラール認証が義務付けられる製品の品目に係る統一システム（HS）コードに関するハラール製品保証実施機関長官決定の制定
第一	飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品においてハラール認証が義務付けられる製品の品目に係る統一システム（HS）コードを、本決定の不可分の一部を成す別紙に掲げるとおり定める。
第二	第一に規定される統一システム（HS）コードのリストについて、本決定の別紙に記載されていないもの、又は法令の規定に基づき変更があったものについては、ハラール連携・標準化担当副長官が、ハラール登録・認証担当副長官、関係省庁・機関及び専門家と協議の上、追加又は変更することができる。

- 第三 第一及び第二に規定される統一システム（HS）コードのリストは、輸入業者及び／又は事業者の正規代理人が、次の事項を行う際の指針となるものとする。
- 外国ハラール認証の登録申請
- インドネシア国内に輸入され、流通し、取引される飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品においてハラール認証が義務付けられる製品の品目に関する理解
- ハラール製品保証実施機関又は外国ハラール機関に対するハラール認証の申請
- 第四 ハラール連携・標準化担当副長官は、第一及び第二に規定される統一システム（HS）コードのリストを、容易かつ広くアクセス可能な媒体に掲載しなければならない。
- 第五 第二に規定される統一システム（HS）コードのリストは、有効な文書として定められ、法的拘束力を有するものとする。
- 第六 本決定は、制定の日から効力を生ずる。

2025 年 11 月 10 日、ジャカルタにて制定

インドネシア共和国ハラール製品保証実施機関長官

（印及び署名）

AHMAD HAIKAL HASAN

別紙
 飲食料品、食品添加物、化粧品及び天然由来医薬品においてハラール認証が義務付けられる製品の品目に係る統一システム（HS）コードに関するインドネシア共和国ハラール製品保証実施機関長官決定 2025 年第 307 号

飲食料品に係る統一システム（HS）コード

番号	関税分類番号／HS コード	品目	
	02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
1	0201.10.00	－枝肉及び半丸枝肉	
2	0201.20.00	－その他の骨付き肉	
3	0201.30.00	－骨付きでない肉	
	02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）	
4	0202.10.00	－枝肉及び半丸枝肉	
5	0202.20.00	－その他の骨付き肉	
6	0202.30.00	－骨付きでない肉	
	02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
7	0204.10.00	－子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		－その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
8	0204.21.00	――枝肉及び半丸枝肉	
9	0204.22.00	――その他の骨付き肉	
10	0204.23.00	――骨付きでない肉	
11	0204.30.00	－子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	
		－その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）	
12	0204.41.00	――枝肉及び半丸枝肉	
13	0204.42.00	――その他の骨付き肉	
14	0204.43.00	――骨付きでない肉	
15	0204.50.00	－やぎの肉	
16	ex.0205.00.00	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	馬の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
	02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
17	0206.10.00	－牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
		－牛のもの（冷凍したものに限る。）	
18	0206.21.00	――舌	
19	0206.22.00	――肝臓	
20	0206.29.00	――その他のもの	
21	ex.0206.80.00	－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	羊、やぎ及び馬のもの

22	ex.0206.90.00	－その他のもの（冷凍したものに限る。）	羊、やぎ及び馬のもの
	02.07	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
		－鶏（ <i>Gallus domesticus</i> ）のもの	
23	0207.11.00	－－分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
24	0207.12.00	－－分割していないもの（冷凍したものに限る。）	
25	0207.13.00	－－分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	0207.14	－－分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
26	0207.14.10	－－－手羽	
27	0207.14.20	－－－もも	
28	0207.14.30	－－－肝臓	
		－－－その他のもの	
29	0207.14.91	－－－－－機械で骨を除去し分割した肉	
30	0207.14.99	－－－－－その他のもの	
		－七面鳥のもの	
31	0207.24.00	－－分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
32	0207.25.00	－－分割していないもの（冷凍したものに限る。）	
33	0207.26.00	－－分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	0207.27	－－分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
34	0207.27.10	－－－肝臓	
		－－－その他のもの	
35	0207.27.91	－－－－－機械で骨を除去し分割した肉	
36	0207.27.99	－－－－－その他のもの	
		－あひるのもの	
37	0207.41.00	－－分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
38	0207.42.00	－－分割していないもの（冷凍したものに限る。）	
39	0207.43.00	－－脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
40	0207.44.00	－－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	0207.45	－－その他のもの（冷凍したものに限る。）	
41	0207.45.10	－－－脂肪質の肝臓	
42	0207.45.90	－－－－その他のもの	
		－がちょうのもの	
43	0207.51.00	－－分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
44	0207.52.00	－－分割していないもの（冷凍したものに限る。）	
45	0207.53.00	－－脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
46	0207.54.00	－－その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	0207.55	－－その他のもの（冷凍したものに限る。）	
47	0207.55.10	－－－脂肪質の肝臓	
48	0207.55.90	－－－－その他のもの	
	0207.60	－ほろほろ鳥のもの	

49	0207.60.10	――分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
50	0207.60.20	――分割してないもの（冷凍したものに限る。）	
51	0207.60.30	――分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
52	0207.60.40	――分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	
	02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
53	0208.10.00	――うさぎ又は野うさぎのもの	
54	0208.60.00	――らくだ及びその他のらくだ科（ <i>Camelidae</i> ）のもの	
	0208.90	――その他のもの	
55	Ex 0208.90.90	――その他のもの	その他のハラール屠殺された動物のもの
	02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵、塩水漬、乾燥又は燻製）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
56	0210.20.00	――牛の肉	
		――その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	
	0210.99	――その他のもの	
57	0210.99.10	――一角切り鶏肉（冷凍乾燥されたものものに限る）	
58	Ex 0210.99.90	――その他のもの	その他のハラール屠殺された動物のもの
	03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
		――さけ（ <i>Salmonidae</i> ）第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。	
59	0303.11.00	――ベにぎけ（ <i>Oncorhynchus nerka</i> ）	
60	0303.12.00	――その他の太平洋さけ（ <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i> ）	
61	0303.13.00	――大西洋さけ（ <i>Salmo salar</i> ）及びドナウさけ（ <i>Hucho hucho</i> ）	
62	0303.14.00	――ます（ <i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> , 及び <i>Oncorhynchus chrysogaster</i> ）	
63	0303.19.00	――その他のもの	

		ーティラピア (<i>Oreochromis spp.</i>)、なまず (<i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i>)、こい (<i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i>)、うなぎ (<i>Anguilla spp.</i>)、ナイルパーチ (<i>Lates niloticus</i>) 及びらいぎよ (<i>Channa spp.</i>) (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
64	0303.23.00	ーティラピア (<i>Oreochromis spp.</i>)
65	0303.24.00	ーなまず (<i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i>)
66	0303.25.00	ーこい (<i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i>)
67	0303.26.00	ーうなぎ (<i>Anguilla spp.</i>)
68	0303.29.00	ーその他のもの
		ーひらめ・かれい類 (<i>Pleuronectidae</i> , <i>Bothidae</i> , <i>Cynoglossidae</i> , <i>Soleidae</i> , <i>Scophthalmidae</i> , and <i>Citharidae</i>) 第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。
69	0303.31.00	ーハリバット (<i>Reinhardtius hippoglossoides</i> , <i>Hippoglossus hippoglossus</i> , <i>Hippoglossus stenolepis</i>)
70	0303.32.00	ープレイス (<i>Pleuronectes platessa</i>)
71	0303.33.00	ーソール (<i>Solea spp.</i>)
72	0303.34.00	ーターボット (<i>Psetta maxima</i>)
73	0303.39.00	ーその他のもの
		ーまぐろ (<i>Thunnus</i>)、カツオ (ハガツオ) (<i>Katsuwonus pelamis</i>) 第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。
74	0303.41.00	ーびんながまぐろ (<i>Thunnus alalunga</i>)
75	0303.42.00	ーきはだまぐろ (<i>Thunnus albacares</i>)
76	0303.43.00	ーかつお (<i>Katsuwonus pelamis</i>)
77	0303.44.00	ーめばちまぐろ (<i>Thunnus obesus</i>)
	0303.45	ー大西洋及び太平洋のくろまぐろ (<i>Thunnus thynnus</i> , <i>Thunnus orientalis</i>)
78	0303.45.10	ー大西洋産くろまぐろ (<i>Thunnus thynnus</i>)
79	0303.45.90	ー太平洋くろまぐろ (<i>Thunnus orientalis</i>)
80	0303.46.00	ーみなみまぐろ (<i>Thunnus maccoyii</i>)
	0303.49	ーその他のもの

81	0303.49.10	―――コシナガマグロ (<i>Thunnus tonggol</i>)
82	0303.49.90	―――その他のもの
		―にしん (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)、かたくちいわし (<i>Engraulis spp.</i>)、いわし (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops spp.</i>)、サルディネルラ (<i>Sardinella spp.</i>)、ブリスリング及びスプラット (<i>Sprattus sprattus</i>)、さば (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)、ぐるくま (<i>Rastrelliger spp.</i>)、さわら (<i>Scomberomorus spp.</i>)、まあじ及びあじ (<i>Trachurus spp.</i>)、ぎんがめあじ (<i>Caranx spp.</i>)、すぎ (<i>Rachycentron canadum</i>)、まながつお (<i>Pampus spp.</i>)、さんま (<i>Cololabis saira</i>)、むろあじ (<i>Decapterus spp.</i>)、からふとししやも (<i>Mallotus villosus</i>)、めかじき (<i>Xiphias gladius</i>)、すま (<i>Euthynnus affinis</i>)、はがつお (<i>Sarda spp.</i>) 及びカジキ、バショウカジキ、フウライカジキ (<i>Istiophoridae</i>) (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
83	0303.51.00	――にしん (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
84	0303.53.00	――いわし (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops spp.</i>)、サルディネルラ (<i>Sardinella spp.</i>)、ブリスリング又はスプラット (<i>Sprattus sprattus</i>)
	0303.54	――さば (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
85	0303.54.10	―――さば (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i>)
86	0303.54.20	―――太平洋サバ (<i>Scomber japonicus</i>)
87	0303.55.00	――まあじ及びあじ (<i>Trachurus spp.</i>)
88	0303.56.00	――すぎ (<i>Rachycentron canadum</i>)
89	0303.57.00	――めかじき (<i>Xiphias gladius</i>)
	0303.59	――その他のもの
90	0303.59.10	―――ぐるくま (<i>Rastrelliger kanagurta</i>)、アイランドマカレル (<i>Rastrelliger faughni</i>)
91	0303.59.20	―――まながつお (<i>Pampus spp.</i>)
92	0303.59.90	―――その他のもの
		― <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> , 及び <i>Muraenolepididae</i> (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
93	0303.63.00	――コッド (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
94	0303.64.00	――ハドック (<i>Melanogrammus aeglefinus</i>)
95	0303.65.00	――コールフイッシュ (<i>Pollachius virens</i>)
96	0303.66.00	――ヘイク (<i>Merluccius spp.</i> , <i>Urophycis spp.</i>)
97	0303.67.00	――すけそうだら (<i>Theragra chalcogramma</i>)

98	0303.68.00	――ブルーホワイティング (<i>Micromesistius poutassou</i> , <i>Micromesistius australis</i>)
99	0303.69.00	――その他のもの
		―その他の魚 (第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
100	0303.81.00	――ツノザメ及びその他のさめ
101	0303.82.00	――えい及びスケート (<i>Rajidae</i>)
102	0303.83.00	――めろ (<i>Dissostichus spp.</i>)
103	0303.84.00	――シーバス (<i>Dicentrarchus spp.</i>)
	0303.89	――その他のもの
		―――海産魚
104	0303.89.11	―――ハタ
105	0303.89.13	―――オキエソ (<i>Trachinocephalus myops</i>)
106	0303.89.14	―――トゲタチウオ (<i>Lepturacanthus savala</i>)、コニベ (<i>Johnius belangerii</i>)、リーブス・クローカー (<i>Chrysochir aureus</i>)、及びビッグアイクロカー (<i>Pennahia anea</i>)
107	0303.89.15	―――インディアンスレッドフィン (<i>Polynemus indicus</i>)
108	0303.89.16	―――オニあじ (<i>Megalaspis cordyla</i>)、ユウダチスダレダイ (<i>Drepane punctata</i>)、及びオニカマス (<i>Sphyraena barracuda</i>)
109	0303.89.17	―――クロアジモドキ (<i>Parastromatus niger</i>)
110	0303.89.18	―――ゴマフエダイ (<i>Lutjanus argentimaculatus</i>)
111	0303.89.19	―――その他のもの
		―――その他のもの
112	0303.89.22	―――スワンプバルブ (<i>Puntius chola</i>)
113	0303.89.23	―――サバヒー (<i>Chanos chanos</i>)
114	0303.89.24	―――ホシミゾイサキ (<i>Pomadasys argenteus</i>)
115	0303.89.27	―――ヒルサシャッド (<i>Tenualosa ilisha</i>)
116	0303.89.28	―――ワラゴ (<i>Wallago attu</i>) 及びジャイアント・リバー・キャットフィッシュ (<i>Sperata seenghala</i>)
117	0303.89.29	―――その他のもの
		―肝臓、卵、しらこ、ひれ、頭、尾、腹、及びその他の食用可能な魚の部位
118	0303.91.00	――肝臓、卵及びしらこ
119	0303.92.00	――ふかひれ
120	0303.99.00	――その他のもの
	03.04	魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)

		―魚のフィレ（ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）、なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）、こい（ <i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i> ）、うなぎ（ <i>Anguilla spp.</i> ）、ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）及びらいぎよ（ <i>Channa spp.</i> ））（冷凍したものに限る。）
121	0304.61.00	―ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）
122	0304.62.00	―なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）
123	0304.63.00	―ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）
124	0304.69.00	―その他のもの
		―魚のフィレ（ <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> , 及び <i>Muraenolepididae</i> ）（冷凍したものに限る。）
125	0304.71.00	―コッド（ <i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i> ）
126	0304.72.00	―ハドック（ <i>Melanogrammus aeglefinus</i> ）
127	0304.73.00	―コールフィッシュ（ <i>Pollachius virens</i> ）
128	0304.74.00	―ヘイク（ <i>Merluccius spp.</i> , <i>Urophycis spp.</i> ）
129	0304.75.00	―すけそうだら（ <i>Theragra chalcogramma</i> ）
130	0304.79.00	―その他のもの
		―その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）
131	0304.81.00	―太平洋さけ（ <i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i> ）、大西洋さけ（ <i>Salmo salar</i> ）及びドナウさけ（ <i>Hucho hucho</i> ）
132	0304.82.00	―ます（ <i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> , 及び <i>Oncorhynchus chrysogaster</i> ）
133	0304.83.00	―ひらめ・かれい類（ <i>Pleuronectidae</i> , <i>Bothidae</i> , <i>Cynoglossidae</i> , <i>Soleidae</i> , <i>Scophthalmidae</i> , and <i>Citharidae</i> ）
134	0304.84.00	―めかじき（ <i>Xiphias gladius</i> ）
135	0304.85.00	―めろ（ <i>Dissostichus spp.</i> ）
136	0304.86.00	―にしん（ <i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i> ）
137	0304.87.00	―まぐろ（ <i>Thunnus</i> のもの）及びかつお（ <i>Katsuwonus pelamis</i> ）
138	0304.88.00	―ツノザメ、その他のさめ及びえい（ <i>Rajidae</i> ）
	0304.89	―その他のもの
139	0304.89.10	――シイラ（ <i>Coryphaena hippurus</i> ）
140	0304.89.90	―――その他のもの

		－その他のもの（冷凍したものに限る）
141	0304.91.00	－－めかじき（ <i>Xiphias gladius</i> ）
142	0304.92.00	－－めろ（ <i>Dissostichus spp.</i> ）
143	0304.93.00	－－ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）、なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）、こい（ <i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i> ）、うなぎ（ <i>Anguilla spp.</i> ）、ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）及びらいぎよ（ <i>Channa spp.</i> ）
144	0304.94.00	－－すけそうだら（ <i>Theragra chalcogramma</i> ）
145	0304.95.00	－－ <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> , 及び <i>Muraenolepididae</i> ただし（すけそうだら（ <i>Theragra chalcogramma</i> ）を除く）
146	0304.96.00	－－ツノザメ及びその他のさめ
147	0304.97.00	－－えい及びスケート（がんぎえい科のもの）
	0304.99	－－その他のもの
148	0304.99.10	－－－すり身
149	0304.99.90	－－その他のもの
	03.05	－魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
	0305.20	－魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）
150	0305.20.10	－－淡水魚のものであって、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたもの
151	0305.20.90	－－その他のもの
		－－魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）
152	0305.31.00	－－ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）、なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）、こい（ <i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i> ）、うなぎ（ <i>Anguilla spp.</i> ）、ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）及びらいぎよ（ <i>Channa spp.</i> ）
153	0305.32.00	－－ <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> , 及び <i>Muraenolepididae</i>
	0305.39	－－その他のもの
154	0305.39.10	－－淡水ダツ（ <i>Xenentodon cancila</i> ）、ミナミヒメジ（ <i>Upeneus vittatus</i> ）及びヒシカイワリ（ <i>Ulua mentalis</i> ）
155	0305.39.20	－－とげたちうお（ <i>Lepturacanthus savala</i> ）、コニベ（ <i>Johnius belangerii</i> ）、リーブス・クローカー（ <i>Chrysochir aureus</i> ）、及びビッグアイクロカー（ <i>Pennahia anea</i> ）

		―――その他のもの
156	0305.39.91	―――淡水魚
157	0305.39.92	―――海水魚
158	0305.39.99	―――その他のもの
		－くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）
159	0305.41.00	――太平洋さけ（ <i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> , and <i>Oncorhynchus rhodurus</i> ）、大西洋さけ（ <i>Salmo salar</i> ）及びドナウさけ（ <i>Hucho hucho</i> ）
160	0305.42.00	――にしん（ <i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i> ）
161	0305.43.00	――ます（ <i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarki</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> , 及び <i>Oncorhynchus chrysogaster</i> ）
162	0305.44.00	――ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）、なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）、こい（ <i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i> ）、うなぎ（ <i>Anguilla spp.</i> ）、ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）及びらいぎよ（ <i>Channa spp.</i> ）
	0305.49	――その他のもの
163	0305.49.10	―――カツオ（ハガツオ）（ <i>Katsuwonus pelamis</i> ）
164	0305.49.90	―――その他のもの
		－乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
165	0305.51.00	――コッド（ <i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i> ）
166	0305.52.00	――ティラピア（ <i>Oreochromis spp.</i> ）、なまず（ <i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i> ）、こい（ <i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i> ）、うなぎ（ <i>Anguilla spp.</i> ）、ナイルパーチ（ <i>Lates niloticus</i> ）及びらいぎよ（ <i>Channa spp.</i> ）
167	0305.53.00	―― <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Eulichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> , 及び <i>Muraenolepididae</i> ただしコッド（ <i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i> ）を除く

168	0305.54.00	――にしん (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)、かたくちいわし (<i>Engraulis spp.</i>)、いわし (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops spp.</i>)、サルデ ィネルラ (<i>Sardinella spp.</i>)、ブリスリング及びスプラット (<i>Sprattus sprattus</i>)、さば (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)、ぐるくま (<i>Rastrelliger spp.</i>)、さわら (<i>Scomberomorus spp.</i>)、まあじ及びあじ (<i>Trachurus spp.</i>)、ぎんがめあじ (<i>Caranx spp.</i>)、すぎ (<i>Rachycentron canadum</i>)、まながつお (<i>Pampus spp.</i>)、さ んま (<i>Cololabis saira</i>)、むろあじ (<i>Decapterus spp.</i>)、からふとししや も (<i>Mallotus villosus</i>)、めかじき (<i>Xiphias gladius</i>)、すま (<i>Euthynnusaffinis</i>)、はがつお (<i>Sarda spp.</i>) 及びカジキ、バショウカジ キ、フウライカジキ (<i>Istiophoridae</i>)
	0305.59	――その他のもの
		―――海水魚
169	0305.59.21	―――かたくちいわし (<i>Stolephorus spp.</i> , <i>Coilia spp.</i> , <i>Setipinna spp.</i> , <i>Lycothrissa spp.</i> , <i>Thryssa spp.</i> , <i>Encrasicholina spp.</i>)
170	0305.59.29	―――その他のもの
171	0305.59.90	―――その他のもの
		―塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた 魚（食用の魚のくず肉を除く。）
172	0305.61.00	――にしん (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
173	0305.62.00	――コッド (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
174	0305.63.00	――かたくちいわし (<i>Engraulis spp.</i>)
175	0305.64.00	――ティラピア (<i>Oreochromis spp.</i>)、なまず (<i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i>)、こい (<i>Cyprinus spp.</i> , <i>Carassius spp.</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo spp.</i> , <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama spp.</i>)、うなぎ (<i>Anguilla spp.</i>)、ナイ ルパーチ (<i>Lates niloticus</i>) 及びらいぎよ (<i>Channa spp.</i>)
	0305.69	――その他のもの
176	0305.69.10	―――海水魚
177	0305.69.90	―その他のもの
		―魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
	0305.71	――ふかひれ
178	0305.71.10	―――乾燥又は燻製したもの
179	0305.71.90	―――その他のもの
	0305.72	――魚の頭、尾、浮袋
		―――魚の浮袋
180	0305.72.11	―――コッド
181	0305.72.19	―――その他のもの
		―――その他のもの
182	0305.72.91	―――コッド
183	0305.72.99	―――その他のもの
	0305.79	――その他のもの

184	0305.79.10	―――コード
185	0305.79.90	―――その他のもの
	03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）
		－冷凍したもの
	0306.11	――いせえび及びその他の大型の海エビ（ <i>Palinurus spp.</i> , <i>Panulirus spp.</i> , <i>Jasus spp.</i> ）
186	0306.11.10	―――燻製したもの
187	0306.11.90	―――その他のもの
	0306.12	――ロブスター（ <i>Homarus spp.</i> ）
188	0306.12.10	―――燻製したもの
189	0306.12.90	―――その他のもの
	0306.14	――かに
		―――燻製したもの
190	0306.14.11	―――ソフトシェルクラブ
191	0306.14.19	―――その他のもの
		―――その他のもの
192	0306.14.91	―――ワタリガニ（ <i>Portunidae</i> 科のカニ）
193	0306.14.92	―――タラバガニ（ <i>Lithodidae</i> 科のカニ）
194	0306.14.93	―――ズワイガニ（ <i>Oregoniidae</i> 科のカニ）
195	0306.14.99	――その他のもの
196	0306.15.00	――ノルウェーロブスター（ <i>Nephrops norvegicus</i> ）
197	0306.16.00	――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（ <i>Pandalus spp.</i> , <i>Crangon crangon</i> ）
	0306.17	――その他のシュリンプ及びプローン
		―――ブラックタイガー（ <i>Penaeus monodon</i> ）
198	0306.17.11	―――頭部がないもの
199	0306.17.19	―――その他のもの
		―――バナメイエビ（ <i>Liptopenaeus vannamei</i> ）：
200	0306.17.21	―――頭部がなく、尾付きのもの
201	0306.17.22	―――頭部なく、尾がないもの
202	0306.17.29	―――その他のもの
203	0306.17.30	―――オニテナガエビ（ <i>Macrobrachium rosenbergii</i> ）
204	0306.17.90	―――その他のもの
205	0306.19.00	――その他のもの
		－その他のもの
	0306.91	――いせえび及びその他の大型の海エビ（ <i>Palinurus spp.</i> , <i>Panulirus spp.</i> , <i>Jasus spp.</i> ）
		―――気密容器入りのもの
206	0306.91.21	―――燻製したもの
207	0306.91.29	―――その他のもの

		―――その他のもの
208	0306.91.31	―――燻製したもの
209	0306.91.39	―――その他のもの
	0306.92	――ロブスター (<i>Homarus spp.</i>)
		―――気密容器入りのもの
210	0306.92.21	―――燻製したもの
211	0306.92.29	―――その他のもの
		―――その他のもの
212	0306.92.31	―――燻製したもの
213	0306.92.39	―――その他のもの
	0306.93	――かに
		―――気密容器入りのもの
214	0306.93.21	―――燻製したもの
215	0306.93.29	―――その他のもの
		―――その他のもの
216	0306.93.31	―――燻製したもの
217	0306.93.39	―――その他のもの
	0306.94	――ノルウェーロブスター (<i>Nephrops norvegicus</i>)
		―――気密容器入りのもの
218	0306.94.21	―――燻製したもの
219	0306.94.29	―――その他のもの
		―――その他のもの
220	0306.94.31	―――燻製したもの
221	0306.94.39	―――その他のもの
	0306.95	――シュリンプ及びプローン
		―――気密容器入りのもの
222	0306.95.21	―――殻付きのまま蒸したものの又はゆでたもの
223	0306.95.29	―――その他のもの
224	0306.95.30	―――その他のもの
	0306.99	――その他のもの
		―――気密容器入りのもの
225	0306.99.21	―――燻製したもの
226	0306.99.29	―――その他のもの
		―――その他のもの
227	0306.99.31	―――燻製したもの
228	0306.99.39	―――その他のもの
	03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
		――かき
229	0307.12.00	――冷凍したもの

	0307.19	――その他のもの	
230	0307.19.20	―――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの	
232	0307.19.30	―――燻製したもの	
		―イタヤガイ (<i>Pectinidae</i>) 科の貝及びその他の軟体動物	
231	0307.22.00	――冷凍したもの	
	0307.29	――その他のもの	
233	0307.29.30	―――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの	
234	0307.29.40	―――燻製したもの	
		―い貝 (<i>Mytilus spp.</i> , <i>Perna spp.</i>)	
235	0307.32.00	――冷凍したもの	
	0307.39	――その他のもの	
236	0307.39.30	―――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの	
237	0307.39.40	―――燻製したもの	
		―ツツイカとコウイカ	
	0307.43	――冷凍したもの	
238	0307.43.10	―――コウイカ (<i>Sepia officinalis</i> , <i>Rossia macrosoma</i> , <i>Sepiola spp.</i>) 及びツツイカ (<i>Ommastrephes spp.</i> , <i>Loligo spp.</i> , <i>Nototodarus spp.</i> , <i>Sepioteuthis spp.</i>)	
239	0307.43.90	―――その他のもの	
	0307.49	―――その他のもの	
		―――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの：	
240	0307.49.21	―――コウイカ (<i>Sepia officinalis</i> , <i>Rossia macrosoma</i> , <i>Sepiola spp.</i>) 及びツツイカ (<i>Ommastrephes spp.</i> , <i>Loligo spp.</i> , <i>Nototodarus spp.</i> , <i>Sepioteuthis spp.</i>)	
241	0307.49.29	―――その他のもの	
		―――燻製したもの	
242	0307.49.31	―――コウイカ (<i>Sepia officinalis</i> , <i>Rossia macrosoma</i> , <i>Sepiola spp.</i>) 及びツツイカ (<i>Ommastrephes spp.</i> , <i>Loligo spp.</i> , <i>Nototodarus spp.</i> , <i>Sepioteuthis spp.</i>)	
243	0307.49.39	―――その他のもの	
		―たこ (<i>Octopus spp.</i>)	
244	0307.52.00	――冷凍したもの	
	0307.59	――その他のもの	
245	0307.59.20	―――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの	
246	0307.59.30	―――燻製したもの	
	0307.60	―かたつむりその他の巻貝 (海棲のものを除く。)	
247	Ex 0307.60.20	――生、冷蔵又は冷凍したもの	――かたつむり (冷凍の深海かたつむりを除く)
248	0307.60.40	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの	
249	0307.60.50	――燻製したもの	
		―ムール貝、カキ、二枚貝 (<i>Arcidae</i> , <i>Arcticidae</i> , <i>Cardiidae</i> , <i>Donacidae</i> , <i>Hiatellidae</i> , <i>Mactridae</i> , <i>Mesodesmatidae</i> , <i>Myidae</i> , <i>Semelidae</i> , <i>Solecurtidae</i> , <i>Solenidae</i> , <i>Tridacnidae</i> , <i>Veneridae</i>)	
250	0307.72.00	――冷凍したもの	
	0307.79	――その他のもの	

251	0307.79.30	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
252	0307.79.40	――燻製したもの
		――あわび（ <i>Haliotis spp.</i> ）及びそでぼら（ <i>Strombus spp.</i> ）
253	0307.83.00	――あわび（ <i>Haliotis spp.</i> ）（冷凍したものに限る。）
254	0307.84.00	――そでぼら（ <i>Strombus spp.</i> ）（冷凍したものに限る。）
	0307.87	――その他のあわび（ <i>Haliotis spp.</i> ）
255	0307.87.10	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
256	0307.87.20	――燻製したもの
	0307.88	――その他のそでぼら（ <i>Strombus spp.</i> ）
257	0307.88.10	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
258	0307.88.20	――燻製したもの
		――その他のもの
259	0307.92.00	――冷凍したもの
	0307.99	――その他のもの
260	0307.99.30	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
261	0307.99.40	――燻製したもの
	03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
		――なまこ（ <i>Stichopus japonicus, Holothurioidea</i> ）
262	0308.12.00	――冷凍したもの
	0308.19	――その他のもの
263	0308.19.20	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
264	0308.19.30	――燻製したもの
		――ウニ（ <i>Strongylocentrotus spp.</i> 、 <i>Paracentrotus lividus</i> 、 <i>Loxechinus albus</i> 、 <i>Echichinus esculentus</i> ）
265	0308.22.00	――冷凍したもの
	0308.29	――その他のもの
266	0308.29.20	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
267	0308.29.30	――燻製したもの
	0308.30	――くらげ（ <i>Rhopilema spp.</i> ）
268	0308.30.30	――冷凍したもの
269	0308.30.40	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
270	0308.30.50	――燻製したもの
	0308.90	――その他のもの
271	0308.90.30	――冷凍したもの
272	0308.90.40	――乾燥、塩漬け、又は塩水漬けしたもの
273	0308.90.50	――燻製したもの
	03.09	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）。
274	0309.10.00	――魚のもの
	0309.90	――その他のもの
		――甲殻類のもの

275	0309.90.11	――生鮮又は冷蔵したもの
276	0309.90.12	――冷凍したもの
277	0309.90.19	――その他のもの
		――軟体動物のもの
278	0309.90.21	――生鮮又は冷蔵したもの
279	0309.90.22	――冷凍したもの
280	0309.90.29	――その他のもの
281	0309.90.90	――その他の水生無脊椎動物
	04.01	ミルク及びクリーム（濃縮をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
	0401.10	－脂肪分が全重量の 1%以下のもの
282	0401.10.10	――液状のもの
283	0401.10.90	――その他のもの
	0401.20	－脂肪分が全重量の 1%を超え 6%以下のもの
284	0401.20.10	――液体のもの
285	0401.20.90	――その他のもの
	0401.40	－脂肪分が全重量の 6%を超え 10%以下のもの
286	0401.40.10	――液状のミルク
287	0401.40.20	――冷凍のミルク
288	0401.40.90	――その他のもの
	0401.50	－脂肪分が全重量の 10%を超えるもの
289	0401.50.10	――液状のもの
290	0401.50.90	――その他のもの
	04.02	ミルク及びクリーム（濃縮をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
	0402.10	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%以下のものに限る。）
		――砂糖その他の甘味料を加えてないもの
291	0402.10.41	――正味重量が 20 キログラム以上の容器に入ったもの
292	0402.10.42	――正味重量が 2 キログラム以下の容器に入ったもの
293	0402.10.49	――その他のもの
		――その他のもの
294	0402.10.91	――正味重量が 20 キログラム以上の容器に入ったもの
295	0402.10.92	――正味重量が 2 キログラム以下の容器に入ったもの
296	0402.10.99	――その他のもの
		－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%を超えるものに限る。）

	0402.21	――砂糖その他の甘味料を加えてないもの
297	0402.21.20	―――正味重量が 20 キログラム以上の容器に入ったもの
298	0402.21.30	―――正味重量が 2 キログラム以下の容器に入ったもの
299	0402.21.90	―――その他のもの
	0402.29	――その他のもの
300	0402.29.20	―――正味重量が 20 キログラム以上の容器に入ったもの
301	0402.29.30	―――正味重量が 2 キログラム以下の容器に入ったもの
302	0402.29.90	―――その他のもの
		―その他のもの
303	0402.91.00	――砂糖その他の甘味料を加えてないもの
304	0402.99.00	――その他のもの
	04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト
	0403.20	―ヨーグルト
		――液状のもの（濃縮してあるかを問わない。）
305	0403.20.11	―――果実（パルプ及びジャムを含む。）、ナット又はカカオで味付けされたもの、又はそれらが加えられたもの
306	0403.20.19	―――その他のもの
		――その他のもの
307	0403.20.91	―――果実（パルプ及びジャムを含む。）、ナット又はカカオで味付けされたもの、又はそれらが加えられたもの
308	0403.20.99	―――その他のもの
	0403.90	―その他のもの
309	0403.90.10	――バターミルク
310	0403.90.90	――その他のもの
	04.04	ホエイ（濃縮してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）
	0404.10	―ホエイ及び調製ホエイ（濃縮をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
		――粉末状
311	0404.10.11	―――ホエイ（人の食用に限る。）
312	0404.10.19	―――その他のもの
		――その他のもの

313	0404.10.91	－－－ホエイ（人の食用に限る。）
314	0404.90.00	－その他のもの
	04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
315	0405.10.00	－バター
316	0405.20.00	－デイリースプレッド
	0405.90	－その他のもの
317	0405.90.10	－－無水乳脂肪
318	0405.90.20	－－バターオイル
319	0405.90.30	－－ギー
320	0405.90.90	－－その他のもの
	04.06	チーズ及びミルクカード
	0406.10	－ホエイチーズ及びミルクカードを含むフレッシュチーズ（非加熱又は未加工）
321	0406.10.10	－－ホエイチーズを含むフレッシュチーズ（非加熱又は未加工。）
322	0406.10.20	－－ミルクカード
	0406.20	－おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）
323	0406.20.10	－－正味重量が 20 キログラム以上の容器に入ったもの
324	0406.20.90	－－その他のもの
325	0406.30.00	－プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）
326	0406.40.00	－ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ
327	0406.90.00	－その他のチーズ
	04.07	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）
	0407.90	－その他のもの
328	0407.90.10	－－鶏（ <i>Gallus domesticus</i> ）
329	0407.90.20	－－あひるのもの
330	0407.90.90	－－その他のもの
	04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
		－卵黄
331	0408.11.00	－－乾燥したもの
332	0408.19.00	－－その他のもの
		－その他のもの
333	0408.91.00	－－乾燥したもの
334	0408.99.00	－－その他のもの
335	0409.00.00	天然はちみつ
	04.10	昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）
	0410.90	－その他のもの
336	0410.90.10	－－鳥の巣

337	Ex 0504.00.00	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のものと及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	その他のハラール屠殺された動物のもの
	07.10	冷凍野菜（調理してないものと及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	
338	0710.10.00	－ばれいしょ	
		－豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	
339	0710.21.00	－－えんどう（ <i>Pisum sativum</i> ）	
340	0710.22.00	－－ささげ属又はいんげんまめ属の豆（ <i>Vigna spp.</i> , <i>Phaseolus spp.</i> ）	
341	0710.29.00	－－その他のもの	
342	0710.30.00	－ほうれん草、ニュージーランドホウレンソウ及びオラチェ（庭ホウレンソウ）	
343	0710.40.00	－スイートコーン	
344	0710.80.00	－その他の野菜	
345	0710.90.00	－野菜を混合したもの	
	07.12	乾燥野菜（全形のものと及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	
346	0712.20.00	－たまねぎ	
		－きのこ、きくらげ（ <i>Auricularia spp.</i> ）、白きくらげ（ <i>Tremella spp.</i> ）及びトリフ	
347	0712.31.00	－－ハラタケ（ <i>Agaricus</i> ）属のきのこ	
348	0712.32.00	－－きくらげ（ <i>Auricularia spp.</i> ）	
349	0712.33.00	－－白きくらげ（ <i>Tremella spp.</i> ）	
350	0712.34.00	－－しいたけ（ <i>Lentinus edodes</i> ）	
	0712.39	－－その他のもの	
351	0712.39.10	－－－土壌菌	
352	0712.39.90	－－－その他のもの	
	0712.90	－その他の野菜及び野菜を混合したもの	
353	0712.90.10	－－ニンニク	
354	0712.90.20	－－スイートコーン	
355	0712.90.90	－－その他のもの	
	08.03	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
	0803.10	－プランテイン	
356	0803.10.20	－－乾燥したもの	
	0803.90	－その他のもの	
	08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
		－－マンゴー	
357	0804.50.22	－－乾燥したもの	
	08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
	0805.10	－オレンジ	

358	0805.10.20	ー乾燥したもの
	08.06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
359	0806.20.00	ー乾燥したもの
	08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
360	0811.10.00	ーストロベリー
361	0811.20.00	ーラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
362	0811.90.00	ーその他のもの
	08.13	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
363	0813.10.00	ーあんず
364	0813.20.00	ープルーン
365	0813.30.00	ーりんご
	0813.40	ーその他の果物
366	0813.40.10	ーランブータン
367	0813.40.20	ータマリンド
368	0813.40.90	ーその他のもの
	0813.50	ーこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
369	0813.50.10	ー重量比でカシューナッツ又はブラジルナッツを主原料とするもの
370	0813.50.20	ー重量比で他のナット類を主原料とするもの
371	0813.50.30	ー重量比でナツメヤシを主原料とするもの
372	0813.50.40	ーアボカド又はオレンジを主原料とするもの、又はマンダリン（タンジェリン及びサツマを含む。）の重量別
373	0813.50.90	ーその他のもの
374	0814.00.00	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
	09.01	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）
		ーコーヒー（いつたものを除く。）
	0901.12	ーカフェインを除いたもの
375	0901.12.20	ーアラビカ種又はロブスタ種
376	0901.12.90	ーその他のもの
		ーコーヒー（いつたものに限る。）
	0901.21	ーカフェインを除いてないもの
		ー粉砕していないもの
377	0901.21.11	ーアラビカ種
378	0901.21.12	ーロブスタ種
379	0901.21.19	ーその他のもの

380	0901.21.20	――粉砕したもの
	0901.22	――カフェインを除いたもの
381	0901.22.10	――粉砕していないもの
382	0901.22.20	――粉砕したもの
	0901.90	－その他のもの
383	0901.90.20	――コーヒーを含有するコーヒー代用物
	09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）
	0902.10	－緑茶（発酵していないもので、正味重量が３キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
384	0902.10.10	――茶葉
385	0902.10.90	――その他のもの
	0902.20	－その他の緑茶（発酵していないものに限る。）
386	0902.20.10	――茶葉
387	0902.20.90	――その他のもの
	0902.30	－紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が３キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
388	0902.30.10	――茶葉
389	0902.30.90	――その他のもの
	0902.40	－その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
390	0902.40.10	――茶葉
391	0902.40.90	――その他のもの
392	0903.00.00	マテ
	09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー
		－ペッパー
	0904.12	――破碎し又は粉砕したもの
393	0904.12.10	――ホワイトペッパー
394	0904.12.20	――ブラックペッパー
395	0904.12.90	――その他のもの
		－とうがらし属又はピメンタ属の果実
	0904.22	――破碎し又は粉砕したもの
396	0904.22.10	――とうがらし（トウガラシ属の果実）
397	0904.22.90	――その他のもの
	09.05	バニラ豆
398	0905.20.00	－破碎し又は粉砕したもの
	09.06	シナモン及びシナモンの花
		――シナモン（ <i>Cinnamomum zeylanicum</i> Blume）
399	0906.20.00	－破碎し又は粉砕したもの
	09.07	丁子（果実、花及び花梗に限る。）
400	0907.20.00	－破碎し又は粉砕したもの
	09.08	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類
		－肉ずく
401	0908.12.00	――破碎し又は粉砕したもの
		－肉ずく花

402	0908.22.00	――破砕し又は粉碎したもの
		―カルダモン類
403	0908.32.00	――破砕し又は粉碎したもの
	09.09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラ ウェイの種及びジュニパーベリー
404	0909.22.00	――破砕し又は粉碎したもの
405	0909.32.00	――破砕し又は粉碎したもの
		―アニス、大ういきよう、クミン又はういきようの種及びジュニパー ベリー
	0909.62	――破砕し又は粉碎したもの
406	0909.62.10	―――アニスのもの
407	0909.62.20	―――大ういきようのもの
408	0909.62.30	―――クミンのもの
409	0909.62.90	―――その他のもの
	09.10	しょうが、サフラン、うこん（curcuma）、タイム、月けい樹の葉、カ レーその他の香辛料
		―しょうが
410	0910.12.00	――破砕し又は粉碎したもの
411	0910.20.00	―サフラン
412	0910.30.00	―うこん（curcuma）
		―その他の香辛料
	0910.91	――この類の注 1（b）の混合物
413	0910.91.10	―――カレー
414	0910.91.90	―――その他のもの
	0910.99	――その他のもの
415	0910.99.10	―――タイム、月けい樹の葉
416	0910.99.90	―――その他のもの
	10.06	米
	1006.30	―半精米又は精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかな いかを問わない。）
417	1006.30.30	――もち米
418	1006.30.40	――ホーム・マリ米
419	1006.30.50	――バスマティ米
420	1006.30.60	――マリス米
421	1006.30.70	――その他の香り米
		――その他のもの
422	1006.30.91	―――パーボイルド米
423	1006.30.99	―――その他のもの
	11.01	小麦粉又はメスリン粉
		―小麦粉
424	1101.00.11	――強化されたもの
425	1101.00.19	――その他のもの
426	1101.00.20	―メスリン粉
	11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
427	1102.20.00	―とうもろこし粉
	1102.90	―その他のもの

428	1102.90.10	――米粉
429	1102.90.20	――ライ麦粉
430	1102.90.90	――その他のもの
	11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
		－ひき割り穀物及び穀物のミール
431	1103.11.00	――小麦のもの
432	1103.13.00	――とうもろこしのもの
	1103.19	――その他の穀物のもの
433	1103.19.10	―――メスリンのもの
434	1103.19.20	―――米のもの
435	1103.19.90	―――その他のもの
	11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
		－ロールにかけ又はフレーク状にした穀物
436	1104.12.00	――オートのもの
	1104.19	――その他の穀物のもの
437	1104.19.10	―――とうもろこしのもの
438	1104.19.90	―――その他のもの
		－その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
439	1104.22.00	――オートのもの
440	1104.23.00	――とうもろこしのもの
	1104.29	――その他の穀物のもの
441	1104.29.20	―――大麦のもの
442	1104.29.90	―――その他のもの
443	1104.30.00	－穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
	11.05	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
444	1105.10.00	－粉及びミール
445	1105.20.00	－フレーク、粒及びペレット
	11.06	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール
446	1106.10.00	－乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）のもの
	1106.20	－サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）のもの
447	1106.20.10	――マニオカ（カッサバ）のもの
448	1106.20.20	――サゴやしのもの
449	1106.20.90	――その他のもの
450	1106.30.00	－第 8 類の物品のもの
	11.08	でん粉及びイヌリン
		－でん粉
451	1108.11.00	――小麦でん粉
452	1108.12.00	――とうもろこしでん粉

453	1108.13.00	――ばれいしよでん粉
454	1108.14.00	――マニオカ（カッサバ）でん粉
	1108.19	――その他のでん粉
455	1108.19.10	―――サゴやし
456	1108.19.90	―――その他のもの
457	1108.20.00	―イヌリン
458	1109.00.00	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）
	12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）
459	1208.10.00	―大豆のもの
460	1208.90.00	―その他のもの
	13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		―植物性の粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）
461	1302.31.00	――寒天
462	1302.32.00	――ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）
	1302.39	――その他のもの
		―――カラギーナン
463	1302.39.13	―――アルカリ処理済みのカラギーナンチップ（ATCC）
464	1302.39.19	―――その他のもの
465	1302.39.90	―――その他のもの
	15.02	牛、羊又はやぎの脂肪（第 15.03 項のものを除く。）
466	1502.10.00	―タロー
	1502.90	―その他のもの
467	1502.90.10	――食用のもの
468	1502.90.90	――その他のもの
	15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	1504.10	―魚の肝油及びその分別物
469	1504.10.20	――固形の分別物
470	1504.10.90	――その他のもの
	1504.20	―魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）
471	1504.20.10	――固形の分別物
472	1504.20.90	――その他のもの
473	1504.30.00	―海棲哺乳動物の油脂及びその分別物
474	1506.00.00	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

	1507.90	－その他のもの
475	1507.90.20	－大豆油（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）
476	1507.90.90	－その他のもの
	15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
477	1508.90.00	－その他のもの
	15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	1509.20	－エクストラバージンオリーブ油
478	1509.20.10	－正味重量が 30kg 以下の包装されたもの
479	1509.20.90	－その他のもの
480	1509.30.00	－バージンオリーブ油
481	1509.40.00	－その他のバージンオリーブ油
	1509.90	－その他のもの
		－その他のもの
482	1509.90.91	－正味重量が 30kg 以下の包装されたもの
483	1509.90.99	－その他のもの
	15.10	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第 15.09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	1510.90	－その他のもの
484	1510.90.90	－その他のもの
	15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
	1511.90	－その他のもの
485	1511.90.20	－精製油
		－精製油の分別物
		－固形の分別物
486	1511.90.31	－ヨウ素価が 30 以上 40 未満のもの
487	1511.90.32	－その他のもの
		－液状の分別物
488	1511.90.36	－正味重量が 25kg 以下の包装されたもの
489	1511.90.37	－その他のものでヨウ素価が 55 以上 60 未満のもの
490	1511.90.39	－その他のもの
		－未精製油の分別物
491	1511.90.41	－固形の分別物
492	1511.90.42	－その他のもので正味重量が 25kg 以下の包装されたもの
493	1511.90.49	－その他のもの

	15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		－ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物
	1512.19	－－その他のもの
494	1512.19.20	－－－精製油
495	1512.19.90	－－－その他のもの
		－綿実油及びその分別物
	1512.29	－－その他のもの
496	1512.29.90	－－－その他のもの
	15.13	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		－やし（コブラ）油及びその分別物
497	1513.11.10	－－－バージンやし油
498	1513.11.90	－－－その他のもの
	1513.19	－－その他のもの
499	1513.19.10	－－－未精製のやし油の分別物
500	1513.19.90	－－－その他のもの
		－パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
	1513.29	－－その他のもの
		－－－未精製のパーム核油又はババス油の分別物
501	1513.29.11	－－－－未精製のパーム核油の固形の分別物
502	1513.29.12	－－－－未精製のババス油の固形の分別物
503	1513.29.13	－－－－その他のもので未精製のパーム核油のもの（パーム核オレイン）
504	1513.29.14	－－－－その他のもので未精製のババス油のもの
		－－－その他のもの
505	1513.29.91	－－－－パーム核油の固形の分別物
506	1513.29.92	－－－－ババス油の固形の分別物
507	1513.29.94	－－－－パーム核オレイン（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）
508	1513.29.95	－－－－パーム核油（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）
509	1513.29.96	－－－－その他のものでパーム核油のもの
510	1513.29.97	－－－－その他のものでババス油のもの
	15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		－菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物
	1514.19	－－その他のもの
511	1514.19.10	－－－未精製油の分別物
512	1514.19.20	－－－精製油

513	1514.19.90	―――その他のもの
		―その他のもの
	1514.99	――その他のもの
514	1514.99.10	―――未精製油の分別物
515	1514.99.90	―――その他のもの
	15.15	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
		―亜麻仁油及びその分別物
516	1515.19.00	――その他のもの
		―とうもろこし油及びその分別物
	1515.29	――その他のもの
		―――未精製油の分別物
517	1515.29.11	――――固形の分別物
518	1515.29.19	――――その他のもの
		―――その他のもの
519	1515.29.91	――――固形の分別物
520	1515.29.99	――――その他のもの
	1515.30	―ひまし油及びその分別物
521	1515.30.90	――その他のもの
	1515.50	―ごま油及びその分別物
522	1515.50.20	――未精製油の分別物
523	1515.50.90	――その他のもの
524	1515.60.00	―微生物性油脂及びその分別物
	1515.90	―その他のもの
		――テンカワン油
525	1515.90.12	―――未精製油の分別物
526	1515.90.19	―――その他のもの
		――桐油
527	1515.90.22	―――未精製油の分別物
528	1515.90.29	―――その他のもの
		――ホホバ油
529	1515.90.32	―――未精製油の分別物
530	1515.90.39	―――その他のもの
		――その他のもの
531	1515.90.91	―――粗油
532	1515.90.92	―――未精製油の分別物
533	1515.90.99	―――その他のもの
	15.16	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）
	1516.10	―動物性油脂及びその分別物

534	Ex 1516.10.20	――リエステル化したもの	非ハラーム動物由来の動物性油脂に限る
535	Ex 1516.10.90	――その他のもの	非ハラーム動物由来の動物性油脂に限る
	1516.20	―植物性油脂及びその分別物	
		――リエステル化したもの（パーム油を除く。）	
536	1516.20.11	―――大豆のもの	
537	1516.20.12	―――とうもろこしのもの	
538	1516.20.14	―――ココナッツのもの	
539	1516.20.17	―――落花生のもの	
540	1516.20.18	―――亜麻仁のもの	
541	1516.20.19	―――その他のもの	
		――パーム油のもの（リエステル化したものに限る。）	
542	1516.20.21	―――パーム果実のもの（粗製されたものに限る。）	
543	1516.20.22	―――パーム果実のもの（粗製されたものを除く。）	
544	1516.20.23	―――パーム核のもの（粗製されたものに限る。）	
545	1516.20.24	―――パーム核油のもの（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）	
546	1516.20.25	―――パーム核オレインのもの（粗製されたものに限る。）	
547	1516.20.26	―――パーム核オレインのもの（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）	
548	1516.20.29	―――その他のもの	
		――水素添加したもの（フレーク状のものに限る。）	
549	1516.20.31	―――落花生、ココナッツ又は大豆のもの	
550	1516.20.32	―――亜麻仁のもの	
551	1516.20.33	―――オリーブのもの	
552	1516.20.34	―――パーム果実のもの	
553	1516.20.35	―――パーム核のもの	
554	1516.20.39	―――その他のもの	
		――水素添加したもの（その他の形状のものに限る。）	
555	1516.20.41	―――トウアズキ（オパールワックス）のもの	
556	1516.20.42	―――ココナッツのもの	
557	1516.20.43	―――落花生のもの	
558	1516.20.44	―――亜麻仁のもの	
559	1516.20.45	―――オリーブのもの	
560	1516.20.46	―――パーム果実のもの	
561	1516.20.47	―――パーム核のもの	
562	1516.20.48	―――大豆のもの	
563	1516.20.49	―――その他のもの	
		――インターエステル化したもの	
564	1516.20.51	―――亜麻仁のもの	
565	1516.20.52	―――オリーブのもの	
566	1516.20.53	―――大豆のもの	
567	1516.20.54	―――落花生、パーム又はココナッツのもの	
568	1516.20.59	―――その他のもの	

		――エライジン化したパームステアリン（ヨウ素価が 48 以下のものに限る。）
569	1516.20.61	―――粗製のもの
570	1516.20.62	―――精製、脱色、脱臭（RBD）されているもの
571	1516.20.69	―――その他のもの
		――その他のものでエライジン化したもの
572	1516.20.91	―――パームステアリン（ヨウ素価が 48 を超えるものに限る。）
573	1516.20.92	―――亜麻仁のもの
574	1516.20.93	―――オリーブのもの
575	1516.20.94	―――大豆のもの
576	1516.20.96	―――パーム核ステアリン（精製、脱色、脱臭（RBD）されているものに限る。）
577	1516.20.98	―――落花生、パーム又はココナッツのもの
578	1516.20.99	―――その他のもの
579	1516.30.00	－微生物性油脂及びその分別物
	15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
	1517.10	－マーガリン（液状マーガリンを除く。）
580	1517.10.10	――小売用の密封包装にしたもの
581	1517.10.90	――その他のもの
	1517.90	－その他のもの
582	1517.90.10	――ギーの代用物
583	1517.90.20	――液状マーガリン
584	1517.90.30	――離型剤として使用されるもの
		――ラードの代用物、ショートニング
585	1517.90.43	―――ショートニング
586	1517.90.50	――その他の固体の植物性油脂又はその分別物の混合物又は調製品
		――その他の液状の植物性油脂又はその分別物の混合物又は調製品
587	1517.90.61	―――落花生油が主成分のもの
588	1517.90.62	―――粗製パーム油が主成分のもの
589	1517.90.63	―――その他のものでパーム油が主成分のもの（正味重量が 25kg 以下の包装されたものに限る。）
590	1517.90.64	―――その他のものでパーム油が主成分のもの（正味重量が 25kg 以上の包装されたものに限る。）
591	1517.90.65	―――パーム核油が主成分のもの
592	1517.90.66	―――パーム核オレインが主成分のもの
593	1517.90.67	―――大豆油又はやし油が主成分のもの

594	1517.90.68	――テンカワン油が主成分のもの	
595	1517.90.69	――その他のもの	
596	1517.90.80	――動物性油脂又はその分別物の混合物又は調製品	
597	1517.90.90	――その他のもの	
	15.18	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		―動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）	
598	Ex 1518.00.12	――動物性油脂	非ハラーム動物由来の動物性油脂に限る
599	1518.00.14	――落花生油、大豆油、パーム油又はやし油	
600	1518.00.15	――亜麻仁油及びその分別物	
601	1518.00.16	――オリーブ油及びその分別物	
602	1518.00.19	――その他のもの	
	15.22	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	
603	1522.00.10	―デグラス	
604	1522.00.90	―その他のもの	
	16.01	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	
605	1601.00.10	―気密容器入りのもの	
606	1601.00.90	―その他のもの	
	16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	
	1602.10	―均質調製品	
607	1602.10.90	――その他のもの	
608	1602.20.00	―動物の心臓のもの	
		―第 01.05 項の家きんのもの	
	1602.31	――七面鳥のもの	
609	1602.31.10	―――気密容器入りのもの	
		―――その他のもの	
610	1602.31.91	―――骨を取り除いた、又は機械で分離された肉	

611	1602.31.99	-----その他のもの
	1602.32	--鶏（ <i>Gallus domesticus</i> ）のもの
612	1602.32.10	----気密容器に入った鶏肉のカレー
613	1602.32.90	---その他のもの
614	1602.39.00	--その他のもの
	1602.50	-牛のもの
615	1602.50.10	--気密容器入りのもの
616	1602.50.90	--その他のもの
	1602.90	-その他のもの（動物の血の調製品を含む。）
617	1602.90.10	--気密容器に入った羊肉のカレー
618	1602.90.20	--血液製剤
619	1602.90.90	--その他のもの
	16.03	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキ ス及びジュース
620	1603.00.10	-肉のもの
621	1603.00.90	-その他のもの
	16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及 び魚卵から調製したキャビア代用物
		-魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだ ものを除く。）
	1604.11	--さけ
622	1604.11.10	----気密容器入りのもの
623	1604.11.90	----その他のもの
	1604.12	--にしん
624	1604.12.10	----気密容器入りのもの
625	1604.12.90	----その他のもの
	1604.13	--いわし、サルディネルラ及びブリスリング又はスプラット
		----いわし
626	1604.13.11	-----気密容器入りのもの
627	1604.13.19	-----その他のもの
		----その他のもの
628	1604.13.91	-----気密容器入りのもの
629	1604.13.99	-----その他のもの
	1604.14	--まぐろ、はがつお（ <i>Sarda spp.</i> ）及びかつお
		----気密容器入りのもの
630	1604.14.11	-----まぐろ
631	1604.14.19	-----その他のもの
		----その他のもの
632	1604.14.91	-----一部調理されたまぐろ
633	1604.14.99	-----その他のもの

	1604.15	――さば
634	1604.15.10	―――気密容器入りのもの
635	1604.15.90	―――その他のもの
	1604.16	――かたくちいわし
636	1604.16.10	―――気密容器入りのもの
637	1604.16.90	―――その他のもの
	1604.17	――うなぎ
638	1604.17.10	―――気密容器入りのもの
639	1604.17.90	―――その他のもの
	1604.18	――ふかひれ
640	1604.18.10	―――そのまま食用可能なもの
		―――その他のもの
641	1604.18.91	――――気密容器入りのもの
642	1604.18.99	――――その他のもの
	1604.19	――その他のもの
643	1604.19.20	―――気密容器に入ったまあじ
644	1604.19.30	―――気密容器に入ったその他のもの
645	1604.19.90	―――その他のもの
	1604.20	―その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
646	1604.20.20	――魚肉ソーセージ
647	1604.20.30	――魚のミートボール
648	1604.20.40	――魚のペースト
		――その他のもの
649	1604.20.91	―――気密容器入りのもの
650	1604.20.99	―――その他のもの
		―キャビア及びその代用物
651	1604.31.00	――キャビア
652	1604.32.00	――キャビアの代用品
	16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）
	1605.10	―かに
		――気密容器入りのもの
653	1605.10.11	―――ワタリガニ（ <i>Portunidae</i> 科のカニ）
654	1605.10.12	―――タラバガニ（ <i>Lithodidae</i> 科のカニ）
655	1605.10.13	―――ズワイガニ（ <i>Oregoniidae</i> 科のカニ）
656	1605.10.14	―――その他のもの
657	1605.10.90	――その他のもの
		―シュリンプ及びプローン
658	1605.21.00	――気密容器入りでないもの

	1605.29	――その他のもの
659	1605.29.20	―――エビのミートボール
660	1605.29.30	―――エビに小麦粉をまぶしたもの
661	1605.29.90	―――その他のもの
662	1605.30.00	―ロブスター
663	1605.40.00	―その他の甲殻類
		―軟体動物
664	1605.51.00	――かき
665	1605.52.00	――スキャロップ（クイーンスキャロップを含む）
666	1605.53.00	――い貝
	1605.54	――コウイカ及びツツイカ
667	1605.54.10	―――気密容器入りのもの
668	1605.54.90	―――その他のもの
669	1605.55.00	――たこ
670	1605.56.00	――クラム、コックル及びアークシェル
	1605.57	――あわび
671	1605.57.10	―――気密容器入りのもの
672	1605.57.90	―――その他のもの
673	1605.58.00	――かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）
674	1605.59.00	――その他のもの
		―その他の水生無脊椎動物
675	1605.61.00	――なまこ
676	1605.62.00	――うに
677	1605.63.00	――くらげ
678	1605.69.00	―――その他のもの
	17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）
679	1701.13.00	――この類の号注 2 の甘しや糖
680	1701.14.00	――その他の甘しや糖
		―その他のもの
681	1701.91.00	――香味料又は着色料を加えたもの
	1701.99	――その他のもの
682	1701.99.10	―――精製糖
683	1701.99.90	―――その他のもの
	17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル
		―乳糖及び乳糖水
684	1702.11.00	――無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 99%以上のもの
685	1702.19.00	――その他のもの
686	1702.20.00	―かえで糖及びかえで糖水

	1702.30	－ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%未満のものに限る。）
687	1702.30.10	－－ぶどう糖
688	1702.30.20	－－ぶどう糖水
689	1702.40.00	－ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）
690	1702.50.00	－果糖（化学的に純粋なものに限る。）
	1702.60	－その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）
691	1702.60.10	－－果糖
692	1702.60.20	－－果糖水
	1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含む。）
		－－麦芽糖及び麦芽糖水
693	1702.90.11	－－－麦芽糖（化学的に純粋なものに限る。）
694	1702.90.19	－－－その他のもの
695	1702.90.20	－－人工蜂蜜（天然蜂蜜と混合されているか否かを問わない）
696	1702.90.30	－－砂糖に香料又は着色料を加えたもの（麦芽糖を除く）
		－－ヤシ糖
697	1702.90.51	－－－ココナッツシュガー
698	1702.90.59	－－－その他のもの
		－－－その他のもの
699	1702.90.91	－－－砂糖シロップ
700	1702.90.99	－－－その他のもの
	17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）
	1703.10	－甘しゃ糖みつ
701	1703.10.10	－－香料又は着色料を含むもの
702	1703.10.90	－－その他のもの
	1703.90	－その他のもの
703	1703.90.10	－－香料又は着色料を含むもの
704	1703.90.90	－－その他のもの
	17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）
705	1704.10.00	－チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）
	1704.90	－その他のもの
706	1704.90.10	－－医薬成分を含むパスティル及びドロップ
707	1704.90.20	－－ホワイトチョコレート
		－－その他のもの
708	1704.90.91	－－－ゼラチンを含む軟質のもの

709	1704.90.99	―――その他のもの
710	1802.00.00	カカオ豆の殻、皮その他のくず
	18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）
711	1803.10.00	―脱脂していないもの
712	1803.20.00	―完全に又は部分的に脱脂したもの
713	1804.00.00	カカオ脂
714	1805.00.00	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）
	18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
715	1806.10.00	―ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
	1806.20	―その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
716	1806.20.10	――塊状、板状又は棒状のチョコレート調整品
717	1806.20.90	――その他のもの
		―その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
718	1806.31.00	――詰物をしたもの
719	1806.32.00	――詰物をしていないもの
	1806.90	―その他のもの
720	1806.90.10	―タブレット型又はパステル型のチョコレート調整品
721	1806.90.30	――小麦粉、粗製粉、澱粉又は麦芽エキスから製造された食品で、ココアは全脂肪を除去したものを基準に計算して、ココアが重量比で40%以上かつ50%未満のもの
722	1806.90.40	――第04.01項から第04.04項までの食品で、ココアは全脂肪を除去したものを基準に計算して、重量比で5%以上10%以下のココアを含み、乳幼児用の調製品（小売用にされていないものに限る。）
723	1806.90.90	――その他のもの
	19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
	1901.10	―乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）
724	1901.10.10	――麦芽エキス

725	1901.10.20	――第 04.01 項から第 04.04 項までの物品
726	1901.10.30	――大豆粉
		――その他のもの
727	1901.10.91	―――医療用食品
728	1901.10.92	―――その他のもの（1 歳超 3 歳以下の小児用）
729	1901.10.99	―――その他のもの
	1901.20	―第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
730	1901.20.10	――小麦粉、大麦粉、粗粉、澱粉又は麦芽エキスからなるもの（ココアを含有しないものに限る。）
731	1901.20.20	――小麦粉、大麦粉、粗粉、澱粉又は麦芽エキスからなるもの（ココアを含有するものに限る。）
732	1901.20.30	――その他のもの（ココアを含有しないものに限る。）
733	1901.20.40	――その他のもの（ココアを含有するものに限る。）
	1901.90	―その他のもの
		――乳幼児向けの加工食品（小売用にしたものではないものに限る。）
734	1901.90.11	―――医療用食品
735	1901.90.19	―――その他のもの
736	1901.90.20	――麦芽エキス
		――その他のもの（第 04.01 項から第 04.04 項までの品目に限る。）
737	1901.90.31	―――フィルドミルク
738	1901.90.32	―――その他のもの（粉末ココアを含有するものに限る。）
739	1901.90.39	―――その他のもの
		――大豆を原料とするその他の加工品
740	1901.90.41	―――粉末状のもの
741	1901.90.49	―――その他の形状のもの
		――その他のもの
742	1901.90.91	―――医療用食品
743	1901.90.99	―――その他のもの
	19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
		―パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）
744	1902.11.00	――卵を含有するもの
	1902.19	――その他のもの
745	1902.19.20	―――ライスバーミセリ（ビーフンを含む。）
746	1902.19.30	―――春雨
747	1902.19.40	―――その他の麺
748	1902.19.90	―――その他のもの
	1902.20	―パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）
749	1902.20.10	――肉又はくず肉を詰めたもの
750	1902.20.30	――魚、カタツムリ又は軟体動物を詰めたもの
751	1902.20.90	――その他のもの

	1902.30	－その他のパスタ
752	1902.30.20	－米麺（ビーフンを含む。）
753	1902.30.30	－春雨
754	1902.30.40	－その他のインスタント麺
755	1902.30.90	－その他のもの
756	1902.40.00	－クースクース
757	1903.00.00	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）
	19.04	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）
	1904.10	－穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品
758	1904.10.10	－ココアを含有するもの
759	1904.10.90	－その他のもの
	1904.20	－いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品
760	1904.20.10	－いつてない穀物のフレークから得た調製食料品
761	1904.20.90	－その他のもの
762	1904.30.00	－ブルガー小麦
	1904.90	－その他のもの
763	1904.90.10	－米のもの（未調理の米を含む。）
764	1904.90.90	－その他のもの
	19.05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品
765	1905.10.00	－クリスマスブレッド
766	1905.20.00	－ジンジャーブレッドその他これに類する物品
		－スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
	1905.31	－スイートビスケット
767	1905.31.10	－ココアを含有しないもの
768	1905.31.20	－ココアを含有するもの
	1905.32	－ワッフル及びウエハー
769	1905.32.10	－ワッフル
770	1905.32.20	－ウエハー
	1905.40	－ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品
771	1905.40.10	－砂糖、はちみつ、卵、油脂、チーズ又は果物を添加していないもの

772	1905.40.90	――その他のもの
	1905.90	―その他のもの
773	1905.90.10	――無糖の一口ビスケット
774	1905.90.20	――その他の無糖ビスケット
775	1905.90.30	――ケーキ
776	1905.90.40	――クッキー
777	1905.90.50	――小麦粉不使用のパン製品
778	1905.90.70	――聖餐式用ウエハー、シーリング用ウエハー、ライスペーパー及びこれらに類する製品
779	1905.90.80	――その他のスナック菓子
780	1905.90.90	――その他のもの
	20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
781	2001.10.00	―きゅうり及びガーキン
	2001.90	―その他のもの
782	2001.90.10	――タマネギ
783	2001.90.90	――その他のもの
	20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
784	2002.10.00	―トマト（全形のものと及び断片状のものに限る。）
	2002.90	―その他のもの
785	2002.90.10	――トマトペースト
786	2002.90.20	――トマトパウダー
787	2002.90.90	――その他のもの
	20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
788	2003.10.00	―ハラタケ（ <i>Agaricus</i> ）属のきのこ
	2003.90	―その他のもの
789	2003.90.10	――トリフ
790	2003.90.90	――その他のもの
	20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものと及び第 20.06 項の物品を除く。）
791	2004.10.00	―ばれいしょ
	2004.90	―その他の野菜及び野菜を混合したもの
792	2004.90.10	――乳幼児用
793	2004.90.90	――その他のもの
	20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものと及び第 20.06 項の物品を除く。）
	2005.10	―均質調製野菜
794	2005.10.20	――乳幼児用
795	2005.10.30	――ダイエット用
	2005.20	―ばれいしょ
		――カットされたもの
796	2005.20.11	――小売用に気密包装されたもの

797	2005.20.19	―――その他のもの
		――その他のもの
798	2005.20.91	―――小売用に気密包装されたもの
799	2005.20.99	―――その他のもの
800	2005.40.00	－えんどう（ <i>Pisum sativum</i> ）
		－ささげ属又はいんげんまめ属の豆（ <i>Vigna spp.</i> , <i>Phaseolus spp.</i> ）
801	2005.51.00	――さやを除いた豆
	2005.59	――その他のもの
802	2005.59.10	―――小売用に気密包装されたもの
803	2005.59.90	―――その他のもの
804	2005.60.00	－アスパラガス
805	2005.70.00	－オリーブ
806	2005.80.00	－スイートコーン（ <i>Zea mays var. saccharata</i> ）
		－その他の野菜及び野菜を混合したもの
807	2005.91.00	――たけのこ
	2005.99	――その他のもの
808	2005.99.10	―――小売用に気密包装したもの
809	2005.99.90	―――その他のもの
810	2006.00.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
	20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
811	2007.10.00	－均質調製果実
		－その他のもの
812	2007.91.00	――かんきつ類の果実
	2007.99	――その他のもの
813	2007.99.10	―――マンゴー、パイナップル、ストロベリー以外の果実の粒状物及びペースト
814	2007.99.20	―――果実のジャム及びゼリー
815	2007.99.30	―――マンゴーピューレー
816	2007.99.90	―――その他のもの
	20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
		－豆ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）
	2008.11	――落花生
817	2008.11.10	―――いつたもの
818	2008.11.20	―――ピーナッツバター
819	2008.11.90	―――その他のもの

	2008.19	――その他のもの（混合したものを含む。）
820	2008.19.10	―――カシューナッツ
		―――その他のもの
821	2008.19.91	―――いつたもの
822	2008.19.99	―――その他のもの
	2008.20	―パイナップル
823	2008.20.10	――小売用に気密包装したもの
824	2008.20.90	――その他のもの
	2008.30	―かんきつ類の果実
825	2008.30.10	――砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたもの
826	2008.30.90	――その他のもの
827	2008.40.00	―なし
828	2008.50.00	―あんず
	2008.60	―さくらんぼ
829	2008.60.10	――砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたもの
830	2008.60.90	――その他のもの
	2008.70	―桃（ネクタリンを含む）
831	2008.70.10	――砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたもの
832	2008.70.90	――その他のもの
833	2008.80.00	―ストロベリー
		―その他のもの（混合したもの（第 2008.19 号のものを除く。）を含む。）
834	2008.91.00	――パームハート
	2008.93	――クランベリー (<i>Vaccinium macrocarpon</i> 、 <i>Vaccinium Oxycoccus</i>) 及びこめもも (<i>Vaccinium vitis-idaea</i>)
835	2008.93.10	―――砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたもの
836	2008.93.90	―――その他のもの
	2008.97	――混合したもの
837	2008.97.10	―――茎、根、その他の食用可能な植物部分（果実及びナットを除き、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたかを問わない。）
838	2008.97.20	―――その他のもの（砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたものに限る）
839	2008.97.90	―――その他のもの
	2008.99	――その他のもの
840	2008.99.10	―――ライチ
841	2008.99.20	―――ランブータン
842	2008.99.30	―――茎、根、その他の食用可能な植物部分（果実及びナットを除き、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたかを問わない。）
843	2008.99.40	―――その他のもの（砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えたものに限る。）

844	2008.99.90	―――その他のもの
	20.09	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
		－オレンジジュース
845	2009.11.00	――冷凍したもの
846	2009.12.00	――冷凍してないもの（ブリックス値が 20 以下のものに限る。）
847	2009.19.00	――その他のもの
		－グレープフルーツジュース及びポメロジュース
848	2009.21.00	――ブリックス値が 20 以下のもの
849	2009.29.00	――その他のもの
		－その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）
850	2009.31.00	――ブリックス値が 20 以下のもの
851	2009.39.00	――その他のもの
		－パイナップルジュース
852	2009.41.00	――ブリックス値が 20 以下のもの
853	2009.49.00	――その他のもの
854	2009.50.00	－トマトジュース
		－ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）
855	2009.61.00	――ブリックス値が 30 以下のもの
856	2009.69.00	――その他のもの
		－りんごジュース
857	2009.71.00	――ブリックス値が 20 以下のもの
858	2009.79.00	――その他のもの
		－その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）
	2009.81	－克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスダイア）ジュース
859	2009.81.10	―――乳幼児用
860	2009.81.90	―――その他のもの
	2009.89	――その他のもの
861	2009.89.10	―――ブラックカラントジュース
862	2009.89.20	―――ココナッツウォーター
863	2009.89.30	―――ココナッツウォーター濃縮液
864	2009.89.40	―――マンゴージュース濃縮液
		―――その他のもの
865	2009.89.91	―――乳幼児用
866	2009.89.99	―――その他のもの
	2009.90	－混合ジュース
867	2009.90.10	――乳幼児用
		――その他のもの
868	2009.90.91	―――そのまま飲用可能なもの
869	2009.90.99	―――その他のもの

	21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
		－コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
	2101.11	－－エキス、エッセンス及び濃縮物
		－－－インスタントコーヒー
870	2101.11.11	－－－－正味重量が 20kg 以上の直接包装にしたもの
871	2101.11.19	－－－－その他のもの
872	2101.11.90	－－－その他のもの
	2101.12	－－エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品
873	2101.12.10	－－－焙煎して粉碎したコーヒーをもととしたペースト状の混合物で、植物性脂肪を含有するもの
		－－－その他のもの
874	2101.12.91	－－－－コーヒーエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品で、砂糖を加えたもの（クリーマーを含有するかしないかを問わない。）
875	2101.12.92	－－－－焙煎して粉碎したコーヒーをもととした調製品で、砂糖を加えたもの（クリーマーを含有するかしないかを問わない。）
876	2101.12.99	－－－－その他のもの
	2101.20	－茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
877	2101.20.20	－－茶をもととした調製品における製造用の茶のエキス（粉末状のもの）
878	2101.20.30	－－茶、粉乳及び砂糖の混合物をもととした茶の調製品
879	2101.20.90	－－その他のもの
880	2101.30.00	－チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
	21.02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー
881	2102.10.00	－酵母（活性のものに限る。）
	2102.20	－酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
882	2102.20.90	－－その他のもの
883	2102.30.00	－調製したベーキングパウダー
	21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
884	2103.10.00	－醤油
885	2103.20.00	－トマトケチャップその他のトマトソース

886	2103.30.00	－マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
	2103.90	－その他のもの
		――ソース及びソース用の調整品
887	2103.90.11	―――チリソース
888	2103.90.12	―――魚醤
889	2103.90.13	―――その他のソース
890	2103.90.19	―――その他のもの
		――混合調味料
891	2103.90.21	―――エビペースト（テラシ（ベラカン）を含有する）
892	2103.90.29	―――その他のもの
	21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
	2104.10	－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
		――肉を含むもの
893	2104.10.11	―――乳幼児用
894	2104.10.19	―――その他のもの
		――その他のもの
895	2104.10.91	―――乳幼児用
896	2104.10.99	―――その他のもの
	2104.20	－均質混合調製食料品
		――肉を含むもの
897	2104.20.11	―――乳幼児用
898	2104.20.19	―――その他のもの
		――その他のもの
899	2104.20.91	―――乳幼児用
900	2104.20.99	―――その他のもの
901	2105.00.00	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
	21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
902	2106.10.00	－たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質
	2106.90	－その他のもの
		――豆腐
903	2106.90.11	―――乾燥した豆腐及び乾燥した豆腐のスティック状のもの
904	2106.90.12	―――鮮豆腐
905	2106.90.19	―――その他のもの
906	2106.90.30	――ノンデイリークリーマー
		――自己消化酵母エキス
907	2106.90.41	―――粉末状のもの
908	2106.90.49	―――その他のもの
		――その他、飲料の製造又は加工に使用される種類の非アルコール性調整品
909	2106.90.53	―――高麗人参を原料とする製品
910	2106.90.54	―――複合濃縮物の製造用原料として使用されるその他の調製品

911	2106.90.55	―――その他、飲料製造のため水で希釈する複合濃縮物
912	2106.90.59	―――その他のもの
		――その他、飲料の製造又は加工に使用される種類のアルコール性調製品
		―――複合濃縮物の製造用原料として使用される種類の調製品
		―――飲料の製造のために水で希釈する複合濃縮物
913	2106.90.69	―――その他のもの
		――その他の栄養補助食品及び栄養強化プレミックス
914	2106.90.71	―――高麗人參を含む栄養補助食品
915	2106.90.72	―――その他の栄養補助食品
916	2106.90.73	―――栄養強化プレミックス
		――乳幼児用の調整食品
917	2106.90.81	―――乳糖不耐症の乳幼児用の調整食品
918	2106.90.89	―――その他のもの
		――その他のもの
919	2106.90.91	―――その他、食品加工に使用される種類の、化学物質と食品又はその他の栄養物質との混合物
920	2106.90.92	―――香料又は着色料を加えたシロップ
921	2106.90.93	―――ココナッツミルク（粉末状であるか否かを問わない。）
922	2106.90.95	―――リッチシリーズ
923	2106.90.96	―――その他の医療用食品
924	2106.90.97	―――デンペ
925	2106.90.98	―――その他の風味付け調整品
926	2106.90.99	―――その他のもの
	22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
	2201.10	―鉱水及び炭酸水
927	2201.10.10	――鉱水
928	2201.10.20	――炭酸水
	2201.90	―その他のもの
929	2201.90.90	――その他のもの
	22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09 項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）
	2202.10	―水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
930	2202.10.20	――エナジードリンク（炭酸を含むか否かを問わない。）
931	2202.10.30	――その他、風味付けされたもの鉱水及び炭酸水

932	2202.10.90	－－その他のもの
		－その他のもの
	2202.99	－－その他のもの
933	2202.99.10	－－－UHT ミルクをもととした風味付けされた飲料
934	2202.99.20	－－－豆乳
935	2202.99.30	－－－ココナッツウォーターをもととした飲料
936	2202.99.40	－－－コーヒーをもととした飲料又はコーヒー風味の飲料
937	2202.99.50	－－－希釈せずにそのまま飲用可能な飲料（炭酸を含有しない）
938	2202.99.90	－－－その他のもの
939	2302.10.00	－とうもろこしのもの
	2302.30	－小麦のもの
940	2302.30.10	－－ふすま及び頭木
941	2302.30.90	－－その他のもの
	2302.40	－その他の穀物のもの
942	2302.40.10	－－米のもの
943	2302.40.90	－－その他のもの
944	2302.50.00	－豆のもの
	23.04	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）
945	2304.00.10	－脱脂大豆粉のもの
		－大豆の粗粉のもの
946	2304.00.21	－－食用のもの
947	2304.00.90	－その他のもの
	25.01	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水
948	2501.00.10	－食卓塩
		－その他のもの
949	2501.00.91	－－乾燥基準で算出して塩化ナトリウムの含有量が 60%以上 97%未満であり、ヨウ素で強化されたもの
950	2501.00.99	－－その他のもの
	28.53	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）
	2853.90	－その他のもの
951	2853.90.10	－－脱塩水
	29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
		－その他の多価アルコール

952	2905.44.00	ーD-グルシトール（ソルビトール）
	35.03	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。）
		ーゼラチン及びゼラチン誘導体
953	3503.00.41	マンニトール
954	3503.00.49	ーその他のもの
	39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
	3917.10	ー硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）
955	3917.10.10	ー硬化タンパク質製のもの
956	3917.10.90	ーその他のもの

食品添加物の統一システム（HS）コード

番号	関税分類番号/HSコード	品目	品目	CAS 番号
	13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
		ー植物性の液汁及びエキス		
		ーその他のもの		

1	Ex.1302.19.90	―――その他のもの	ローズマリーエキス (Rosemary Extract)	84604-14-8
			キリアエキスタイ プ 1 (Quillaia Extract (Type 1)) 及びキリアエ キ ス タ イ プ 2 (Quillaia Extract (Type 2))	68990-67-0
2	Ex.1302.20.00	－ペクチン質、ペクチニン酸塩及び ペクチン酸塩	ペクチン (Pectins)	9000-69-5
		－植物性原料から得た粘質物及びシ ックナー（変性させてあるかないかを 問わない。）		
3	1302.31.00	――寒天		9002-18-0
		――その他のもの		
		―――カラギーナン		
4	1302.39.11	―――粉末（半精製）		9000-07-1
5	1302.39.12	―――粉末（精製）		9000-07-1
6	1302.39.13	―――アルカリ処理カラギーナン チップ（ATCC）		9000-07-1
7	1302.39.19	―――その他のもの		9000-07-1
8	Ex.1302.39.90	―――その他のもの	ジェランガム (Gellan gum)	71010-52-1
			キサンタンガム (Xanthan gum)	11138-66-2
			オクテニルコハク 酸修飾アラビアガ ム (Octenyl Succinic Acid Modified Gum Arabic)	455885-22-0
	15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除 く。）、みつろうその他の昆虫ろう 及び鯨ろう（精製してあるかないかを 又は着色してあるかないかを問わな い。）		
	1521.90	－その他のもの		
9	Ex.1521.90.10	――みつろう及びその他の昆虫ろう	み つ ろ う (Beeswax)	8006-40-4（みつろ う、Yellow Beeswax） / 8012- 89-3（精製みつろ う、White Beeswax）
	17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳 糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含 むものとし、固体のものに限		

		る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	1702.90	－その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含む。）		
10	1702.90.40	－－カラメル		8028-89-5
	28.35	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
		－りん酸塩		
11	Ex.2835.26.00	－－カルシウムのその他のりん酸塩	りん酸三カルシウム（ Tricalcium orthophosphate)	7758-87-4
	29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		－飽和一価アルコール		
12	2905.43.00	－－マンニトール		69-65-8
13	2905.45.00	－－グリセリン		56-81-5
	29.07	フェノール及びフェノールアルコール		
14	Ex.2907.19.00	－一価フェノール －－その他のもの	ジブチルヒドロキシトルエン/BHT（ Butylated hydroxytoluene)	128-37-0
		－多価フェノール及びフェノールアルコール		
		－－その他のもの		
15	Ex.2907.29.90	－－－その他のもの	tert-ブチルヒドロキノン /TBHQ（ Tertiary butylhydroquinone)	1948-33-0
	29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導		

-50 -				
		体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
16	Ex.2909.50.00	－エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ブチルヒドロキシアニソール /BHA (Butylated hydroxyanisole)	25013-16-5
	29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		－酢酸のエステル		
		－－その他のもの		
17	Ex.2915.39.90	－－－その他のもの	トリアセチン (Triacetin)	102-76-1
	2915.70	－パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル		
18	Ex.2915.70.10	－－パルミチン酸の塩及びエステル	パルミチン酸 (Palmitic acid)	57-10-3
			パルミチン酸カルシウム (Calcium Palmitate)	542-42-7
			パルミチン酸カリウム (Potassium Palmitate)	2624-31-9
			パルミチン酸ナトリウム (Sodium Palmitate)	408-35-5
19	2915.70.20	－－ステアリン酸		
20	Ex.2915.70.30	－－ステアリン酸の塩及びエステル	ステアリン酸カルシウム (Calcium Stearate)	1592-23-0
			ステアリン酸カリウム (Potassium Stearate)	593-29-3
			ステアリン酸ナトリウム (Sodium Stearate)	822-16-2
			ステアリン酸マグネシウム (Magnesium stearate)	557-04-0
	2915.90	－その他のもの		
21	Ex.2915.90.20	－－ラウリン酸及びミリスチン酸並びにこれらの塩及びエステル	ミリスチン酸 (Myristic acid)	544-63-8
			ミリスチン酸カル	15284-51-2

			シウム（Calcium Myristate）	
			ミリスチン酸カリウム（Potassium Myristate）	13429-27-1
			ミリスチン酸ナトリウム（Sodium Myristate）	822-12-8
	29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		ー不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
22	Ex.2916.15.00	ーオレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	オレイン酸カルシウム（Calcium Oleate）	142-17-6
			オレイン酸カリウム（Potassium Oleate）	143-18-0
			オレイン酸ナトリウム（Sodium Oleate）	143-19-1
23	Ex.2916.19.00	ーその他のもの	ソルビン酸（Sorbic acid）	110-44-1
			ソルビン酸ナトリウム（Sodium sorbate）	7757-81-5
			ソルビン酸カリウム（Potassium sorbate）	24634-61-5/590-00-1
			ソルビン酸カルシウム（Calcium sorbate）	7492-55-9
	29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並び		

		にこれらの誘導体		
24	Ex.2918.11.00	――乳酸並びにその塩及びエステル	DL-乳酸	50-21-5
			L-乳酸	79-33-4
			D-乳酸	10326-41-7
			乳 酸 ナ ト リ ウ ム (Sodium lactate)	72-17-3
			ステアロイル乳 酸 ナ ト リ ウ ム (Sodium stearoyl-2- lactylate)	25383-99-7
			乳 酸 カ リ ウ ム (DL- 乳 酸 カ リ ウ ム / L- 乳 酸 カ リ ウ ム)	996-31-6/85895-78-9
			無 水 乳 酸 カ ル シ ウ ム	814-80-2
			乳 酸 カ ル シ ウ ム 五 水 和 物	5743-47-5
25	2918.12.00	――酒石酸	L-乳 酸 ア ン モ ニ ウ ム (L-Ammonium lactate)	515-98-0
			(R,R) - (+) -酒 石 酸	87-69-4
			(S,S) -酒石酸	147-71-7
			DL-酒石酸	133-37-9
26	Ex.2918.13.00	――酒石酸の塩及びエステル	メソ酒石酸	147-73-9
			酒石酸水素カリウ ム (Potassium hydrogen tartrate)	868-14-4
27	2918.14.00	――くえん酸		77-92-9
	2918.15	――くえん酸の塩及びエステル		
28	Ex.2918.15.90	―――その他のもの	く えん 酸 一 水 素 ナ ト リ ウ ム (Disodium monohydrogen citrate)	144-33-2
			く えん 酸 二 水 素 ナ ト リ ウ ム (Sodium dihydrogen citrate)	18996-35-5
			く えん 酸 ト リ エ チ ル (Triethyl citrate)	77-93-0
			無 水 く えん 酸 三 カ ル シ ウ ム	813-94-5
			く えん 酸 三 カ ル シ ウ ム 四 水 和 物	5785-44-4
			無 水 く えん 酸 三 ナ ト リ ウ ム	68-04-2
			く えん 酸 三 ナ ト リ	6132-04-3

			ウム二水和物	
			無水くえん酸三ナトリウム五水和物	6858-44-2
			無水くえん酸三カリウム	866-84-2
			くえん酸三カリウム一水和物	6100-05-6
			くえん酸二水素カリウム（Potassium dihydrogen citrate）	866-83-1
			くえん酸イソプロピル（Isopropyl citrates）	39413-05-3
29	Ex.2918.16.00	ーグルコン酸並びにその塩及びエステル	グルコン酸ナトリウム（Sodium gluconate）	527-07-1
			グルコン酸カルシウム（Calcium gluconate）	299-28-5
			グルコン酸カリウム（Potassium gluconate）	299-27-4
			グルコン酸鉄（II）（Ferrous Gluconate）	299-29-6
30	Ex.2918.19.00	ーその他のもの	L-リンゴ酸一ナトリウム	58214-38-3
			リンゴ酸ナトリウム（Sodium malate）	676-46-0
			DL-リンゴ酸カルシウム（Calcium DL-malate）	17482-42-7
	29.22	酸素官能のアミノ化合物		
		ーアミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		
		ーグルタミン酸及びその塩		
31	2922.42.10	ーグルタミン酸		56-98-0
32	2922.42.20	ーグルタミン酸ナトリウム（MSG）		142-47-2
33	Ex.2922.42.90	ーその他の塩	L-グルタミン酸一カリウム（Monopotassium L-glutamate）	19473-49-5
			L-グルタミン酸二カルシウム（Calsium di-L-	19238-49-4

			glutamate)	
	29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		
	2923.20	ーレシチンその他のホスホアミノリピド		
		ーレシチン		
34	2923.20.11	ー植物由来のもの		8002-43-5
35	2923.20.19	ーその他のもの		8002-43-5
	29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		
		ー環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩		
		ーその他のもの		
36	2924.29.10	ーアスパルテーム	アスパルテーム (Aspartame)	22839-47-0
37	Ex.2924.29.90	ーその他のもの	ネオテーム (Neotame)	165450-17-9
	29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		
		ー非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		
38	2932.14.00	ースクラロース		
39	Ex.2932.19.00	ーその他のもの	モノステアリン酸 ソルビタン (Sorbitan monostearate)	1338-41-6
			モノオレイン酸ソ ルビタン (Sorbitan monooleate)	1338-43-8
			トリステアリン酸 ソルビタン (Sorbitan tristearate)	26658-19-5
		ーラクトン		
40	Ex.2932.20.90	ーその他のもの	エリソルビン酸 (D-イソアスコル ビン酸)	89-65-6
			エリソルビン酸ナ トリウム (Sodium erythorbate)	6381-77-7
			グルコノデルタラ クトン (Glucono	90-80-2

			delta lactone)	
	29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		
		－その他のもの		
		－－その他のもの		
41	Ex.2934.99.90	－－－その他のもの	アセスルファムカリウム（Acesulfame potassium)	55589-62-3
			ナイシン（Nisin)	1414-45-5
			5'－グアニル酸（5'-Guanylic acid)	85-32-5
			5'－イノシン酸（5'-Inosinic acid)	131-99-7
			5'－グアニル酸二ナトリウム（Disodium 5'-guanylate)	5550-12-9
			5'-グアニル酸二カリウム（Dipotassium 5'-guanylate)	3254-39-5
			5'－グアニル酸カルシウム（Calcium 5'-guanylate)	38966-30-2
			5'-イノシン酸二ナトリウム（Disodium 5'-inosinate)	4691-65-0
			5'-イノシン酸二カリウム（Dipotassium 5'-inosinate)	20262-26-4
			5'－イノシン酸カルシウム（Calcium 5'-inosinate)	38966-29-9
			5'－リボヌクレオチド二ナトリウム（Disodium 5'ribonucleotides)	4691-65-0
			5'－リボヌクレオチドカルシウム（Calcium 5'-ribonucleotides)	INS No. 634
	29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する		

		合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		
		ービタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）		
42	2936.23.00	ーービタミン B2 及びその誘導体		83-88-5; 130-40-5;
43	2936.27.00	ーービタミン C 及びその誘導体		50-81-7; 134-03-2; 5743-27-1; 15421-15-5; 137-66-6; 10605-09-1
44	2936.28.00	ーービタミン E 及びその誘導体		59-02-9; 10191-41-0; 54-28-4; INS No 307b
		グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
45	Ex.2938.90.00	ーその他のもの	ステビオール配糖体（ステビオシド及びレバウディオシド A のジテルペン配糖体）	57817-89-7; 58543-16-1
46	2940.00.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）	-	-
	29.41	抗生物質		
47	Ex.2941.90.00	ーその他のもの	ナ タ マ イ シ ン (Natamycin)	7681-93-8
	32.03	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注 3 の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの		
48	3203.00.10	ー食料品又は飲料の産業において使用する種類のもの	-	-

	32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
		－有機合成着色料及びこの類の注 3 の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
49	Ex.3204.18.00	－β-カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品	β-カロテン（合成品）CI 番号 40800（ betaCarotenes, synthetic）	7235-40-7
			Blakeslea trispora 由来の β-カロテン（ betaCarotenes（ Blakeslea trispora）	7235-40-7
			トマト由来のリコピ ン （ Lycopene Extractfrom Tomato）	502-65-8
			β-アポ-8'-カロテナール CI 番号 40820（ betaApo-8'-Carotenal）	1107-26-2
			β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステル CI 番 号 40825（ beta-apo-8'-Carotenoic acid ethyl ester）	1109-11-1
	33.02	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		
	3302.10	－食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの		
50	3302.10.30	－－その他のもの（アルコールを含有しないもの）		
	34.02	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしない		

		かを問わないものとし、第 34.01 項のものを除く。)		
		－その他の有機界面活性剤（小売用にしているかないかを問わない。）		
	3402.42	－非イオン系のもの		
51	Ex.3402.42.90	－－－その他のもの	ポリソルベート 20 （ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノラウレート）	9005-64-5
			ポリソルベート 80 （ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノオラエート）	9005-65-6
			ポリソルベート 40 （ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノパルミタート）	9005-66-7
			ポリソルベート 60 （ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノステアレート）	9005-67-8
			ポリソルベート 65 （ポリオキシエチレン（20）ソルビタントリステアラート）	9005-71-4
	35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングル		
		－その他のもの		
52	Ex.3501.90.10	－カゼイン酸塩及びその他のカゼイン誘導体	カゼインナトリウム (Sodium caseinate)	9005-46-3
	35.03	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第 35.01 項のカゼイングルーを除く。）		
		－ゼラチン及びゼラチン誘導体		
53	3503.00.41	－粉末状のものであって、ブルーム強度が A-250 又は B-230 以上のもの		9000-70-8
54	3503.00.49	－－その他のもの		9000-70-8
55	Ex.3504.00.00	ペプトン及びその誘導体並びにその	タ ウ マ チ ン	53850-34-3

		他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	（Thaumatococcus）	
	35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		
		ーデキストリンその他の変性でん粉		
56	Ex.3505.10.10	ーデキストリンその他の可溶性又は焙焼したでん粉デキストリン	デキストリン（Dextrins）	9004-53-9
			漂白でん粉（Bleached starch）	977075-42-5
			酵素処理でん粉（ Enzyme treated starch）	65996-64-7
			酸化でん粉（Oxidized starch）	65996-62-5; 113894-86-3
		酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		
57	Ex.3507.90.00	ーその他のもの	リソザイム塩酸塩（ Lysozyme hydrochloride）	9066-59-5
	38.06	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		
		ーエステルガム		
58	Ex 3806.30.90	ーーその他のもの	木材ロジンのグリセリンエステル（ Glycerol ester of wood Rosin）	8050-30-4
	38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
59	Ex.3824.60.00	ーソルビトール（第 2905.44 号のものを除く。）	ソルビトールシロップ（Sorbitol syrup）	INS No. 420 (ii)
		ーその他のもの		
		ーーその他のもの		
60	3824.99.70	ーーーその他の化学調製品であって、食料品の製造に使用する種類のもの		
	39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		

		ーセルロースエーテル		
61	Ex.3912.31.00	ーカルボキシメチルセルロース及びその塩	カルボキシメチルセルロースナトリウム (Sodium carboxymethyl cellulose)	9004-32-4
			酵素分解カルボキシメチルセルロースナトリウム (Sodium carboxymethyl cellulose, enzymatically hydrolysed)	9004-32-4
62	Ex.3912.39.00	ーその他のもの	メチルセルロース (Methyl cellulose)	9004-67-5
			エチルセルロース (Ethyl cellulose)	9004-57-3
			ヒドロキシプロピルセルロース (Hydroxypropyl cellulose)	9004-64-2
			ヒドロキシプロピルメチルセルロース (Hydroxypropyl methyl cellulose)	9004-65-3
63	Ex.3912.90.90		エチルメチルセルロース (Methyl ethyl cellulose)	9004-69-7
			結晶セルロース (Microcrystalline cellulose)	9004-34-6
			粉末セルロース (Powdered cellulose)	9004-34-6
			天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		ーその他のもの		
64	Ex.3913.90.30	ーデンプンを原料とするポリマー	ポリデキストロース (Polydextroses)	68424-04-4
65	Ex.3913.90.90	ーその他のもの	プルラン (Pullulan)	9057-02-7

番号	関税分類番号	品目
1	3303.00.00	香水類及びオーデコロン類
	33.04	美容用、メークアップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品
2	3304.10.00	－唇のメークアップ用の調製品
3	3304.20.00	－眼のメークアップ用の調製品
4	3304.30.00	－マニキュア用又はペディキュア用の調製品
		－その他のもの
5	3304.91.00	－－パウダー（固形にしたものを含む。）
	3304.99	－－その他のもの
6	3304.99.20	－－－にきび防止用調製品
7	3304.99.30	－－－顔又は皮膚用のその他のクリーム及びローション
8	3304.99.90	－－－その他のもの
	33.05	頭髪用の調製品
	3305.10	－シャンプー
9	3305.10.10	－－抗真菌成分を含有するもの
10	3305.10.90	－－その他のもの
11	3305.20.00	－パーマメント用又は縮毛矯正用の調製品
12	3305.30.00	－ヘアラッカー
13	3305.90.00	－その他のもの
	33.06	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
	3306.10	－歯磨き
14	3306.10.10	－－歯科用予防のための粉及びペースト
15	3306.10.90	－－その他のもの
16	3306.20.00	－歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
17	3306.90.00	－その他のもの
	33.07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）
18	3307.10.00	－ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品
19	3307.20.00	－身体用の防臭剤及び汗止め
20	3307.30.00	－芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品
	3307.90	－その他のもの
21	3307.90.30	－－香料又は化粧品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びティッシュペーパー
22	3307.90.40	－－その他の香料製品又は化粧品（脱毛剤を含む。）
	34.01	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）、有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又

		はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。)並びにせっけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
		ーせっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗淨剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
	3401.11	ー化粧用のもの（薬用のものを含む。）
23	3401.11.40	ー薬用せっけん（消毒用せっけんを含む。）
24	3401.11.50	ーその他のせっけん（浴用せっけんを含む。）
	3401.20	ーせっけん（その他の形状のもの）
25	3401.20.20	ーせっけんの薄切り
		ーその他のもの
26	3401.20.99	ーその他のもの
27	3401.30.00	ー有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗淨に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）

天然由来医薬品の統一システム（HS）コード

番号	関税分類／HS コード	品目
	13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		ー植物性の液汁及びエキス
1	1302.12.00	ー甘草のもの
2	1302.14.00	ー麻黄のもの
	1302.19.00	ーその他のもの
3	1302.19.40	ーピレトラム又はロテノンを含む植物の根から得た植物性の液汁及びエキス
4	1302.19.50	ー日本産又は中国産の天然ラック
5	1302.19.90	ーその他のもの
6	3003.90.00	12
	30.04.00	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30.02 項、第 30.05 項又は第 30.06 項の物品を除く。）
	3004.90	ーその他のもの
		ー抗マラリア薬
		ーその他のもの
7	3004.90.65	ーハーブ医薬品
		ー駆虫薬
		ーその他のもの
8	3004.90.72	ーハーブ医薬品

		――その他のもの
		―――その他のもの
9	3004.90.98	―――ハーブ医薬品
10	3004.90.99	―――その他のもの
	21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
	2106.90	―その他のもの
		――その他の栄養補助食品；栄養強化プレミックス
11	2106.90.71	―――高麗人参を含有する栄養補助食品
12	2106.90.72	―――その他の栄養補助食品

インドネシア共和国
ハラール製品保証実施機関長官

(印及び署名)

AHMAD HAIKAL HASAN